

売 買 契 約 書 (案)

1 物品の名称等

品 名	数量・規格・品質	単位	数量	単 価	金 額
全自動錠剤分包機 及び 全自動散剤分包機	別紙仕様書のとおり	1 式	1	円	円

2 契約金額

										円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額

										円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

3 契約保証金

4 納入場所 宮城県立精神医療センター（名取市手倉田字山無番地）

5 納入期限 平成 31 年 3 月 29 日

宮城県立精神医療センター（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、上記物品の売買について、別記の条項により、契約を締結する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、互いに記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 年 月 日

発注者 宮城県名取市手倉田字山無番地
地方独立行政法人宮城県立病院機構
宮城県立精神医療センター
院長 角藤 芳久

受注者

(総則)

第1条 物品の品名等、契約金額、契約保証金、納入場所及び納入期限は、頭書の記載のとおりとする。

(納入及び検査)

第2条 受注者は、物品を納入したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けた日から起算して10日以内に受注者の立会いの下、検査を行い、検査に合格したもののについては、その引渡しを受けるものとする。

3 受注者は、前項の検査に合格しないものについては、速やかに当該物品を取り替え、又は補修を行った後、再度検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

4 発注者は、必要があると認めるときは、物品の納入の前に検査することができる。

(売買代金の支払)

第3条 受注者は、前条の検査に合格した後でなければ、売買代金の支払を請求することができない。

2 受注者は、発注者に対し書面により売買代金を請求するものとする。

3 発注者は、前項の規定による請求書を受領した日から30日以内に、受注者に売買代金を支払うものとする。

(違約金)

第4条 発注者は、受注者が納入期限までに物品を納入しないときは、その遅延日数に応じ、年5.0%の割合で計算した違約金を徴収するものとする。

(契約の変更及び中止等)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止、若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、契約金額又は納入期限等に変更の必要があると認めるときは、互いに協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第6条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 納入された物品が頭書の規格又は品質と相違すると認められたとき。

(2) 受注者が物品を納入期限内に指定の場所へその数量を納品しないとき、又は納入する見込みがないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、発注者が必要があると認めるとき。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 契約内容の変更により契約金額が3分の2以上減少するとき。

(2) 受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき。

3 前2項の規定により契約が解除された場合における既に納入された部分の取扱いについては、互いに協議して定めるものとする。

(損害賠償)

第7条 受注者は、自己の責めによる契約解除に伴い発注者に損害が生じたときはその損害を賠償するものとする。

2 発注者は、自己の責めによる契約解除に伴い乙に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(危険負担)

第8条 第2条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の引渡しの前に生じた物品についての損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由による場合は、発注者の負担とする。

(かし担保)

第9条 受注者は、発注者に物品を引き渡した後、その物品に隠れたかし又は発注者が指定する内容に適合しないものが発見されたときは、無償で取り替え、又は補修するものとする。

(公正入札違約金)

第10条 受注者は、この契約の入札に関し、公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合する等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為その他の不正の行為を行ったことが明らかとなったときは、発注者の請求に基づき、契約金額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を発注者に支払わなければならない。物品が納入された後も同様とする。

(権利義務の譲渡等)

第11条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の管理)

第12条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第13条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度互いに協議して定めるものとする。

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4業務従事者は個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第5受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、き損及び滅失の防止等)

第8受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9受注者は、業務に従事している者に対して、在職中及び在職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと及び特記事項における業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第10受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第12受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務をさらに委託する場合以降も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第15発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第16受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第17受注者は、業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。